

徳島市監査委員告示第12号

令和3年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりだったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和4年5月2日

徳島市監査委員 尾田正則  
同 藤原晃  
同 岡南均  
同 土井昭一

経政発第374号  
令和4年4月13日

徳島市監査委員 殿

徳島市長 内藤 佐和子

令和3年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果（令和4年3月31日報告分）に基づく措置状況

経済部

監査の結果	措置状況
<p>1 収入事務</p> <p>(1) 納入通知書に納入期限が設定されていないものがあった。</p> <p>(2) 法定外公共物占用料について、納入期限の設定が遅いものがあった。</p>	<p>1 収入事務</p> <p>(1) 今後は、会計規則に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(2) 徳島市法定外公共物管理条例に基づき、適正に処理を行います。</p>
<p>2 支出事務</p> <p>(1) 物品購入決裁において、購入契約締結権者の決裁を受けていないものがあった。</p> <p>(2) 決裁権者が適正でないものがあった。</p> <p>(3) 決裁書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。</p>	<p>2 支出事務</p> <p>(1) 今後は物品購入にあたり、事務決裁規程に基づき、契約監理課を通じての調達によって執行するよう見直し、適正な予算執行に努めます。</p> <p>(2) 当該決裁については、直ちに適正な決裁権者の専決手続を行いました。今後は、事務決裁規程に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(3) 直ちに決裁書を確認し、押印しました。今後は、事務決裁規程に基づき、適正に処理を行います。</p>

<p><b>3 契約事務</b></p> <p>(1) 契約書における収入印紙の消印が適正でないものがあった。</p>	<p><b>3 契約事務</b></p> <p>(1) 直ちに契約書を確認し、消印しました。今後は、印紙税法に基づき、適正に処理を行います。</p>
<p><b>4 財産管理事務</b></p> <p>(1) 公有財産台帳（副本）が整備されていないものがあった。</p> <p>(2) 公有財産台帳（副本）と公有財産異動状況報告書の整合性がないものがあった。</p> <p>(3) 公有財産の異動報告が適正になされていらないものがあった。</p> <p>(4) 行政財産の目的外使用料の算定が適正でないものがあった。</p>	<p><b>4 財産管理事務</b></p> <p>(1) 当該台帳については、法務局の登記を確認したうえで、直ちに台帳を整備しました。今後は、公有財産規則に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(2) 直ちに、公有財産台帳の正本、副本を精査し、当該台帳及び公有財産異動状況報告書の誤りを訂正しました。今後は、公有財産異動状況報告書との整合性を図り、適正に処理を行います。</p> <p>(3) 直ちに異動報告を行いました。今後は公有財産規則に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(4) 当該目的外使用料については、直ちに不足分を徴収しました。今後は、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に基づき、適正に処理を行います。</p>
<p><b>5 その他</b></p> <p>(1) 出勤簿に押印のないものがあった。</p> <p>(2) 指定管理業務に係る利用料金の額の承認決裁において、決裁権者が適正でないものがあった。</p>	<p><b>5 その他</b></p> <p>(1) 押印のない出勤日については、出勤を確認し押印しました。今後は徳島市職員服務規程に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(2) 当該決裁については、直ちに適正な決裁権者の専決手続を行いました。今後は、事務決裁規程に基づき、適正に処理を行います。</p>

- |   |                               |
|---|-------------------------------|
| (3) 指定管理業務に係る年度協定書締結の決裁において、決裁権者が適正でないものがあった。 | (3) 今後は事務決裁規程に基づき、適正に処理を行います。 |
|---|-------------------------------|